

## 随意契約理由書（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

### 1 随意契約に至る経緯

令和2年11月11日に条件付一般競争入札として公告し、令和2年12月3日に開札した結果、入札比較予定価格を上回ったため再入札となった。

このため、令和2年12月8日に再入札の開札をしたが、入札者がなかったため、入札取り止めとなった。

### 2 随意契約理由

信号機改良等工事は機器製作と設置工事を分離発注しており、機器製作については落札者が決定している。工期についても同一日としており、再度公告入札を検討するも、通常の入札手続では必要な工期が確保できない。また、案件を細分化して入札を実施しても、入札手続に要する期間相当の工期の短縮は図れない。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により随意契約を行うべく見積合わせを実施したが、見積合わせの結果、参加業者4者のうち3者が辞退の意思を表明したため、同施行令167条の2第1項第2号により随意契約するもの。